

JILPT 資料シリーズ

No.231 2020年 3月

中国のプラットフォーム就労 関連裁判例の整理と分析



独立行政法人 労働政策研究・研修機構
The Japan Institute for Labour Policy and Training

JILPT 資料シリーズ No. 231

2020年3月

中国のプラットフォーム就労 関連裁判例の整理と分析

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
The Japan Institute for Labour Policy and Training

まえがき

Uber Eats に代表されるプラットフォーム・エコノミー関連事業の日本進出により、プラットフォームを経由する新たな就労形態が理論研究の対象から、一気に現実味を帯びるようになった。少子高齢化への対策の一環として、兼業・副業が促進される中、兼業・副業として従事することに適しているという意味においても、プラットフォーム・エコノミー関連事業の利用実態を解明し、とりわけそれに従事する際の現行法規制上の問題点を明らかにし、早期に対策を検討することが、労働政策研究において喫緊の課題となっている。

諸外国を見渡す限り、中国ほど広くプラットフォーム・エコノミーを利用している国はない。実際、プラットフォーム就労者の労災問題や労働者性の認定を巡って、様々な実務上の問題が生じている。これらの問題に関して、中国の政策的対応の現状を取りまとめた研究もあるが、現在、中国では、プラットフォーム・エコノミー関連の就労問題を包摂的に解決する特別法はまだ立法に至っていない。このような状況の中で、中国の裁判官は限られた法的根拠をもとに、独自の論理を組み立て、個々の事案の事実関係を考慮した上で、訴訟当事者にとって公平な結論を導き出すことが求められている。これらの裁判例を取りまとめた上で、俯瞰的な視点から分析を加えることは、我が国の新たな就労形態に関する政策研究に多くの示唆をもたらすと思われる。

本研究では、中国のプラットフォーム就労関連の裁判例計 54 件を取りまとめ、これらの裁判例の論理構成上の特徴や傾向を分析し、中国のプラットフォーム・エコノミー事業の展開や労働関係認定を巡る状況を明らかにしている。本研究が、企業、労働組合、研究者、及び関連機関等、本テーマに関心を持つ専門家の方々に、活用していただければ幸いである。

2020 年 3 月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
理事長 樋口 美雄

研究担当者

氏 名	所 属	執 筆 章
仲 琦	労働政策研究・研修機構 研究員	I、III、V、VI
王 天玉	中国社会科学院法学所 研究員	II、IV、V
石川 茉莉	労働政策研究・研修機構 アシスタントフェロー	

※本報告書の取りまとめ及び日本語訳は仲が行った。Vは王と仲が相談した上で整理と結果分析を行った。

目 次

I	本研究の目的	1
II	中国におけるプラットフォーム就労の労働関係性認定の現状	1
III	裁判例を読み解くための背景知識	4
i	労働者概念が法定されていないこと	4
ii	書面での労働契約の締結が重要視されること	6
iii	労働関係認定基準が不明確であること	6
iv	全国レベルの判例法体系が構築されていないこと	7
v	交通事故損害賠償責任	7
IV	関連裁判例の訳	10
V	裁判例の整理と結果分析	280
i	裁判例一覧	280
ii	いくつかの特徴に対する解説	283
iii	一定基準の下での裁判例傾向の整理	286
VI	まとめ	288

